

事前評価調書

I 事業概要																																	
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置工事）																																
地区名	一般県道 木曾岬弥富停車場線																																
事業箇所	弥富市中山町																																
事業のあらまし	<p>本路線は、弥富市南部及び三重県木曾岬町と国道1号、弥富駅（JR及び名鉄）、近鉄弥富駅を結ぶ道路であり、朝夕の時間帯には多くの車両が通行している。しかしながら、カーブ区間である上に歩道未整備の区間があり、非常に危険な状態になっている。</p> <p>そこで、両側に2mの歩道を設け、交通事故の防止と歩行者の安全確保を図るものである。</p>																																
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故の防止 ○歩行者の安全確保 <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																
事業費	事業費	内訳																															
	0.80億円	■工事費0.11億円、■用補費0.64億円、■その他0.05億円																															
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成28年度																											
事業内容	歩道設置工事 L=70m																																
II 評価																																	
①事業の必要性	1) 必要性	<p>国道1号、弥富駅、近鉄弥富駅へのアクセス道路であり、朝夕の通勤・通学時には多くの歩行者が通行するが、現道には歩道がなく、幅員も狭小であるため、非常に危険な状況になっている。</p> <p>したがって、歩行者と車両を分離するため、歩道を設置する必要がある。</p>																															
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>前述の通り、現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。</p>																														
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・歩道設置</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">0.80億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28	工種 区分	調査・設計	←→			用地補償		←→	←→	工事			←→	・歩道設置			←→	事業費（億円）		0.80億円		
			H26	H27	H28																												
工種 区分	調査・設計	←→																															
	用地補償		←→	←→																													
	工事			←→																													
	・歩道設置			←→																													
事業費（億円）		0.80億円																															
2) 地元の合意形成	地元からの要望があり、地元の合意形成を得ている。																																
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>十分な事業執行環境が整っており、事業計画の実効性が期待できるため。</p>																															
III 対応方針																																	
妥当	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>																																

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

○事業実施後の事故の発生状況